

3.3 処理基準（保管基準）

産業廃棄物保管基準

（廃棄物処理法第 12 条第 2 項、省令第 8 条）

排出事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、下記（１）から（４）の基準に従い、生活環境の保全上支障のないように産業廃棄物を保管しなければなりません。

（１） 周囲に「囲い」が設けられていること。

（廃棄物加重が直接当該囲いにかかる場合は構造耐久上安全なもの）

（２） 掲示板



（場所）見やすい箇所に設置

（寸法）60cm × 60cm 以上

（表示内容）

- ・ 産業廃棄物の保管場所であること
- ・ 保管する産業廃棄物の種類
- ・ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ・ 最大積上げ高さ（屋外で容器を用いずに保管する場合）

（３） 飛散、流出、地下浸透及び悪臭防止



汚水の汚染防止

—— 必要な排水溝その他の設備を設けること
底面を不浸透性の材料で覆うこと

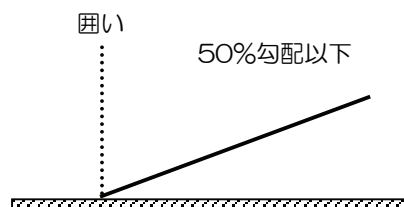
積上げ高さ制限

（屋外で容器を用いずに保管する場合）

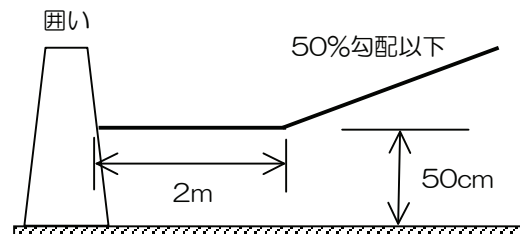
① 廃棄物が囲いに接しない場合 —— 囲いの下端から勾配 50%以下

② 廃棄物が囲いに接する場合 —— 囲いの内側 2m 未満は、
囲い高さより 50cm 以下
—— 囲いの 2m を超える以上内側は、
2m 線から勾配 50%以下等

① 廃棄物が囲いに接しない場合



② 廃棄物が囲いに接する場合



その他必要な措置

（４） ねずみが生息し、及び、蚊、はえその他害虫が発生しないこと

【保管基準チェックシート例】

項 目	内 容	チェック欄
囲い	周囲に囲いを設けている	はい ・ いいえ
掲示板	見やすい箇所に設置している	はい ・ いいえ
	寸法が「60cm × 60cm」以上である	はい ・ いいえ
	（表示内容）産業廃棄物の保管場所である旨を記載している	はい ・ いいえ
	（表示内容）保管する産業廃棄物の種類を記載している	はい ・ いいえ
	（表示内容）管理者の氏名、名称及び連絡先を記載している	はい ・ いいえ
	（表示内容）最大積上げ高さを記載している	はい ・ いいえ
飛散、流出、 地下浸透、 悪臭防止	（汚水の汚染防止） 必要な排水溝等の設置している	はい ・ いいえ
	底面を不浸透性の材料で覆っている	はい ・ いいえ
	積上げ高さ制限を超えていない	はい ・ いいえ
	その他必要な措置がとられている	はい ・ いいえ
生活環境 保全等	ねずみが生息し、及び、蚊、はえその他害虫が発生していない	はい ・ いいえ

（備考）

（掲示板作成例）

産業廃棄物保管場所		60cm以上
名称/代表者氏名	(株) … 代表取締役…	
所在地	〇〇市××町 1-2-3	
責任者氏名	〇●課×□係 △△ □□	
連絡先	TEL …… (内線…)	
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類 (PE)	
最大保管高さ	1.8m	

60cm 以上

3.4 委託基準

許可業者への委託

(廃棄物処理法第12条第3項)

排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物の運搬業又は処分業の許可を持っている事業者それぞれにそれぞれ委託しなければなりません。

許可業者名簿については、奈良県生活環境部廃棄物対策課において閲覧できる他、廃棄物対策課のホームページにも掲載しています。

奈良県生活環境部廃棄物対策課ホームページアドレス

http://www.pref.nara.jp/haiki/shinsei/O2_O1.html

産業廃棄物委託基準

(廃棄物処理法第12条第3,4項、省令第6条の2)

排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、以下の基準に従って行なわなければなりません。

(1) 個別契約

排出事業者は、産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を持っており、委託しようとする産業廃棄物の運搬又は処分がその事業範囲に含まれる事業者それぞれにそれぞれ委託すること。

(2) 委託基準

委託契約は、書面により行い、次に掲げる事項を含み、かつ、必要とされる書面を添付していること。

(書面に含む事項)

- | | | | |
|------------------------------|---|--------------------|---------------------------|
| 共通事項 | { | ① 委託する産業廃棄物の種類及び数量 | ●運搬を委託する場合
⇒ 共通事項＋運搬事項 |
| | | ② 委託契約の有効期間 | |
| | | ③ 委託者が受託者に支払う料金 | ●処分を委託する場合
⇒ 共通事項＋処分事項 |
| | | ④ 委託した許可業者の事業範囲 | |
| | | ⑤ 適正処理のための必要な情報提供 | |
| | | ・産業廃棄物の性状、荷姿に関する事項 | |
| | | ・腐敗、揮発等の性状変化に関する事項 | |
| ・他廃棄物との混合等の支障等に関する事項 | | | |
| ・その他取扱い注意事項 | | | |
| ⑥ 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項 | | | |
| ⑦ 委託契約解除時の未処理産業廃棄物の取扱いに関する事項 | | | |

- | | | |
|------|---|--|
| 運搬事項 | { | ⑧ (運搬を委託する場合) 運搬の最終目的地の所在地 |
| | | ⑨ (運搬委託で受託者が積替え保管を行なう場合) |
| | | ・ 積替え保管場所の所在地
・ 保管可能できる産業廃棄物の種類及び保管上限 |
| 処分事項 | { | ⑩ (安定型産業廃棄物の積替え保管を行なう場合) |
| | | ・ 他の産業廃棄物との混合の許否等 |
| | | ⑪ (処分又は再生委託の場合) |
| | { | ・ 処分又は再生の場所の所在地、その方法、及び施設の処理能力 |
| | | ⑫ (最終処分を委託する場合) |
| | | ・ 最終処分場の場所の所在地、その方法、及び施設の処理能力 |
- (添付書類)
- 委託しようとする運搬又は処分業者が、当該産業廃棄物の取扱いが、その事業の範囲に含まれていることを証する書面 (業許可証など)

(3) 委託契約書の保存期間 … 5 年

【委託基準チェックシート例】

項 目		内 容	チェック欄	
個別契約		運搬又は処分業者とそれぞれ契約している	はい ・ いいえ	
委託基準（書面）	共通事項	委託する産業廃棄物の種類及び数量の記載	はい ・ いいえ	
		委託契約の有効期間の記載	はい ・ いいえ	
		委託者が受託者に支払う料金の記載	はい ・ いいえ	
		委託した許可業者の事業範囲の記載	はい ・ いいえ	
		適正処理のための必要な情報提供の記載 ・ 産業廃棄物の性状、荷姿に関する事項 ・ 腐敗、揮発等の性状変化に関する事項 ・ 他廃棄物との混合等の支障等に関する事項 ・ その他取扱い注意事項	はい ・ いいえ はい ・ いいえ はい ・ いいえ はい ・ いいえ	
		受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項	はい ・ いいえ	
		委託契約解除時の未処理産業廃棄物の取扱いに関する事項	はい ・ いいえ	
		運搬事項	（運搬を委託する場合）運搬の最終目的地の所在地の記載	はい ・ いいえ
	（運搬委託で受託者が積替え保管を行なう場合） ・ 積替え保管場所の所在地 ・ 保管可能できる産業廃棄物の種類及び保管上限		はい ・ いいえ はい ・ いいえ	
	（安定型産業廃棄物の積替え保管を行なう場合） ・ 他の産業廃棄物との混合の可否等		はい ・ いいえ	
	処分事項		（処分又は再生委託の場合） ・ 処分又は再生の場所の所在地、その方法、及び施設の処理能力	はい ・ いいえ
		（最終処分を委託する場合） ・ 最終処分場の場所の所在地、その方法、及び施設の処理能力	はい ・ いいえ	
	添付書類		委託しようとする運搬又は処分業者の当該産業廃棄物の取扱いが、その事業範囲に含まれていることを証する書面（業許可証等）	はい ・ いいえ
	保存期間		委託契約書を5年間保存している	はい ・ いいえ
	再委託※		再委託の場合の承諾書及び写しの保存（5年）	はい ・ いいえ

※許可業者（運搬又は処分業者）は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託してはいけません（再委託の禁止：廃棄物処理法第14条第14項）。しかし、受託者が改善命令又は措置命令といった行政処分を受けた際に自ら当該委託業務を行なうことができなくなった場合には、必要な範囲で、再委託基準（省令第6条の12）を満たす場合に限り再委託は認められています。その場合には、事前に委託者（排出事業者）と書面による承諾が必要とされています。また、委託者（排出事業者）には、承諾書の5年の保存が義務付けられています（省令第6条の2、規則第8条の4の4）。

収集運搬用

※これは一つの参考例であり、自社の事情に応じた契約書を自ら作成することが大切です。なお、契約書の具体的な表現は、法の趣旨に反しない限り契約当事者に委ねられています。

3. (運搬の最終目的地)
乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する次の最終処分場に入する。

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）： _____
住所： _____
許可都道府県/政令市： _____
許可の有効期限： _____
事業の区分： _____
産業廃棄物の種類： _____
許可の番号： _____
事業場の名称： _____
所在地： _____

4. (積替保管)
①乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。
②乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行う。積替保管は法令に基づき、かつ、第9条で定める契約期間内に確実に収集運搬できる範囲で行う。この場合、安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。
③乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行う。積替保管は法令に基づき、かつ、第9条で定める契約期間内に確実に収集運搬できる範囲で行う。この場合、乙はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。
積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類： _____
積替保管施設の所在地： _____
積替保管施設の保管上限： _____

第3条 (義務と責任)
1. (適正処理に必要な情報の提供)
(1) 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ乙に提供しなければならない。
○産業廃棄物の発生工程
○産業廃棄物の性状及び荷姿
○腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
○混合等により生ずる支障
○その他取り扱いに関する注意事項
(2) 甲は、上記の内容以外にも、乙の要求に応じて、適正処理に必要な情報を乙に提供する。また、乙は適正処理に必要な情報を甲に対して、要求することができ。

〔収集運搬用〕

産業廃棄物処理委託標準契約書（例：収集運搬用）

収入
印 紙

排出事業者： _____ (以下「甲」という。)
収集運搬業者： _____ (以下「乙」という。)
甲の事業場： _____ から排出される産業廃棄物の収集運搬に関して次のとおり契約を締結する。

第1条 (法の遵守)
甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)
1. (乙の事業範囲)
乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。
◎収集運搬に関する事業範囲
〔産業廃棄物〕
許可都道府県/政令市： _____ 許可都道府県/政令市： _____
許可の有効期限： _____ 許可の有効期限： _____
事業範囲： _____ 事業範囲： _____
許可の条件： _____ 許可の条件： _____
許可番号： _____ 許可番号： _____

〔特別管理産業廃棄物〕
許可都道府県/政令市： _____ 許可都道府県/政令市： _____
許可の有効期限： _____ 許可の有効期限： _____
事業範囲： _____ 事業範囲： _____
許可の条件： _____ 許可の条件： _____
許可番号： _____ 許可番号： _____

2. (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)
甲が、乙に収集運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量及び収集運搬単価は、次のとおりとする。
種類： _____
数量： _____
単価： _____

〔収集運搬用〕

収入
印紙

産業廃棄物処理委託標準契約書（例：処分用）

排出事業者：（以下「甲」という。）と、
処分業者：（以下「乙」という。）は、
甲の事業場： から排出される産業廃棄物の
処分に關して次のとおり契約を締結する。

第1条（法の遵守）
甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に關する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）
1.（乙の事業範囲）
乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。
◎処分に關する事業範囲
【産業廃棄物】
許可都道府県/政令市： 許可の有効期限：
事業範囲： 事業範囲：
許可の条件： 許可の条件：
許可番号： 許可番号：
【特別管理産業廃棄物】
許可都道府県/政令市： 許可の有効期限：
事業範囲： 事業範囲：
許可の条件： 許可の条件：
許可番号： 許可番号：

2.（委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価）
甲が、乙に収集運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量及び収集運搬単価は、次のとおりとする。
種類：
数量：
単価：

3.（処分の場所、方法及び処理能力）
乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、次のとおり処分する。
事業所の名称：
所在地：
処分の方法：
施設の処理能力：

〔処分用〕

処分用

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合
乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のものとある未だ処理していない産業廃棄物を甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取れることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第8条（協議）
この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に關する疑義が生じたときは、関係法令に倣い、その都度甲、乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

第9条（契約期間）
①この契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解除の申し入れがないかぎり、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。
②この契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

この契約の成立を証するために本書を2通作成し、甲、乙は各々記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日
甲
(名称)
(住所)
印
乙
(名称)
(住所)
印

〔収集運搬用〕

- (4) 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めたとおり、公的検査期間又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検査方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類 : _____
提示する時期又は回数 : _____

2. (甲乙の責任範囲)

- (1) 乙の責任範囲は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理することとする。
- (2) 乙は甲に対し、乙の責任範囲に属する業務について、法令に違反した業務を行ない、それによって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- (3) 甲の責任範囲は、乙の責任範囲を除くすべてとする。
- (4) 甲は、甲の責任範囲の中において、乙又は第三者に損害が発生した場合は、甲において賠償し、乙に負担させない。

3. (再委託の禁止)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て、法令の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。

4. (権利義務の譲渡等)

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

5. (委託業務終了報告書)

乙は、甲から委託された産業廃棄物に関する業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務については、マニフェストD票で代えることができる。

6. (業務の一時停止)

乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

第4条(報酬・消費税・支払い)

1. 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する報酬については、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。

[処分用]

4. (最終処分場所、方法及び処理能力)

甲から乙に委託された産業廃棄物の最終処分先を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業所の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

5. (搬入業者)

第2条第2項の産業廃棄物の第2条第3項に指定する事業場への搬入は、次の収集運搬業者が行う。

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）：

住所	許可都道府県、政令市	許可都道府県、政令市
	許可の有効期限	許可の有効期限
	事業範囲	事業範囲
	許可の条件	許可の条件
	許可番号	許可番号

第3条 (義務と責任)

1. (適正処理に必要な情報の提供)

- (1) 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ乙に提供しなければならない。

- 産業廃棄物の発生工程
- 産業廃棄物の性状及び荷姿
- 腐敗、揮発性性状の変化に関する事項
- 混合等により生ずる支障
- その他取り扱いに関する注意事項

- その他取り扱いに関する注意事項
- (2) 甲は、上記の内容以外にも、乙の要求に応じて、適正処理に必要な情報を乙に提供する。また、乙は適正処理に必要な情報を甲に対して、要求することができ。

- (3) 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確に漏れなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

[処分用]

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲、乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

①この契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間に、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

②この契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

この契約の成立を証するために本書を2通作成し、甲、乙は各々記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

日
月
年
平成

甲	(名称)	(住所)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		
51		
52		
53		
54		
55		
56		
57		
58		
59		
60		
61		
62		
63		
64		
65		
66		
67		
68		
69		
70		
71		
72		
73		
74		
75		
76		
77		
78		
79		
80		
81		
82		
83		
84		
85		
86		
87		
88		
89		
90		
91		
92		
93		
94		
95		
96		
97		
98		
99		
100		

03

乙	(名称)	(住所)



[処分用]

2. 報酬の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改訂することができる。

3. 甲の委託する産業廃棄物の処分業務についての消費税等は、甲が負担する。甲は、乙からの業務終了報告書を受け取った後、乙に対して処理の報酬を支払う。ただし、具体的な支払方法について、別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単面又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変更が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

甲、乙は、この契約に関して、業上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による承諾を得なければならない。

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。

2. ただし、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後もその産業廃棄物に対する本件契約区分に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その踐っている産業廃棄物についての処分業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わなければならない。

□ 乙が他の業者に委託する場合には、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならぬ。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり甲の費用負担をもってこのもとにある産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費用を乙に対して償還を請求するものとする。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の暴行退反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未だ処理していない産業廃棄物を甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙は自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

[処分用]